

議案第18号

一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定
する。

平成29年2月24日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

時間外勤務手当等の算出根拠となる勤務1時間当たりの給与額の算出方法を見直すとともに、調理場長を新たに配置するに当たり、等級別基準職務表に当該職を追加するため、条例の一部を改正するものである。

一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与等に関する条例（昭和46年富津市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第14条から第16条までの規定中「第17条」を「第17条第1項」に改める。

第17条中「及び第23条」を削り、「乗じたもの」の次に「から規則で定める時間を減じたもの」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

第23条中「勤務時間条例第9条」を「同条例第9条」に、「第17条」を「第17条第2項」に改める。

別表第2中

「

係長 所長（峰上出張所長・ 環境センター所長）

」を

「

係長 所長（峰上出張所長・ 環境センター所長） 調理場長

」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の一般職の職員の給与等に関する条例第17条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の勤務に係る時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当（以下「時間外勤務手当等」という。）から適用し、同日前の勤務に係る時間外勤務手当等については、なお従前の例による。